



BAY HILLS

ベイヒルズ社労士事務所便り

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町1-1 KDX 横浜ビル 6階
TEL: 045-450-6701 (9:00~17:00) FAX: 045-450-6706



平成 30 年 4 月号



【今月の一言】

春の陽気と共に、新年度がスタートしましたね。毎年この時期は花粉対策グッズが手放せないのですが、今のところまだ出番がありません。花粉症歴十余年、もしかしたら卒業できたのでは…と期待が膨らんでいます。それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。

手当等を活用して、従業員に会社の近くに住んでもらう試み

◆「引っ越し難民」発生中！

今年は、希望のタイミングで引っ越しができない「引っ越し難民」が発生しているという報道が続いています。3~4月、会社の転勤や学校の新学期に伴う異動期であり、年間引っ越し件数の3/1が集中する繁忙期です。特に今年は人手不足や働き方改革による業界の営業時間短縮の影響もあり、引っ越し業者の確保が厳しくなっているようです。

◆通勤時間は片道 40~50 分

NHK が 5 年毎に行っている「国民生活時間調査」によれば、2015 年の平均通勤時間（往復）は 1 時間 19 分で、1995 年からほぼ変わっていません。都市規模別では東京が最も長く、1 時間 42 分となっています。

◆従業員が職場の近くに住んでくれるメリット

従業員の立場では、必ずしも職場の近くに住みたいとは限りませんが、会社としては、従業員が事業所の近くに住んでくれたほうが喜ばしいものです。長時間通勤で疲弊することなく業務で力を発揮できる、通勤手当が低額、緊急の業務や自然災害時の出退勤が容易、といったメリットがあるからです。

◆「近距離手当」を活用する企業

居住地をどこにするかは、言うまでもなく各従業員が自由に決定すべきことであり、会社は一切の強

制をしてはなりません。

その代わりに、職場の近くに住む従業員に「近距離手当」を支給することで、自発的に職場の近くに引っ越してもらうという方法があります。「半径 0km 以内」や「本社最寄り駅から 0 駅以内」に住む者に対し「月額〇万円支給」という形式が典型的で、クックパッド、サイバーエージェントほか様々な企業が採用しています。

◆引っ越し手当と注意点

似たような趣旨で「職場の近距離への引っ越し費用を補助する」という手当もあり、ロンドンやグリーなどが採用しています。

ただし、今年のように引っ越し業者の確保すらままならない場合、引っ越し費用が思わぬ高額となる恐れもあります。

手当の不正受給を防ぐためにも、「〇回まで」「〇万円まで」など上限を必ず規定することが重要です。

最近よく耳にする「サバティカル休暇」って何？

◆欧州を中心に導入

先日の新聞で、求人サイトを運営する会社が、3 年勤務ごとに 1 カ月の「サバティカル休暇」（有給）を与える制度を導入したとの記事がありました。

この「サバティカル休暇」とは、一定の長期間勤続者に、1 カ月以上の休暇を与える長期休暇制度のことで、用途は自由なのが特徴であり、欧州を中心に導入されています。

◆各国の例

(1) スウェーデン

国の制度として導入されており、労働者は有給で最長 1 年の休暇を取得可能です。休暇中の代替要員として失業者を雇い入れることが定められているため、失業対策にもな

っています。

(2) フィンランド

ジョブローテーション制度が長期休暇制度の 1 つとして導入されており、フルタイムの労働者は「90~359 日」の範囲で休暇を取得できます。スウェーデン同様、有給で、代替要員に失業者を雇い入れることになっています。用途の制限はありません。

(3) フランス

同じ企業での勤務年数が 3 年以上あり、かつ通算の勤務年数が 6 年以上で、過去 6 年間に当該企業で同制度を利用していないことを条件に「6~11 カ月」の休暇を取得することができます。用途に制限はありませんが、無給扱いです。

◆日本国内の例

国内でのサバティカル休暇導入事例としては、「ボランティア特別長期休暇」（リコー）、「積立休暇」（富士ゼロックス）、ディスカバリー休暇（MSD）、STEP 休暇（リクルート）などがあります。

◆長時間労働の是正、育休取得の推進

サバティカル休暇は、企業の裁量により有給にすることも無給にすることも可能であり、用途に制限をかけることもできます。また、有給休暇を充当することもできます。

長時間労働の是正や男性の育休取得の推進などの風潮も高まりつつある中、長期休暇の 1 つとして導入を検討してみる価値はあるかもしれません。

4月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

16日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

5月1日

- 預金管理状況報告の提出 [労基署]
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、1月~3月分＞ [労基署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [職安]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）
＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [職安]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付
＜第1期＞ [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

- 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間
(4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)